



外国人技能実習機構 OTIT の見解



Q.「部外者の立入りが極めて困難な場所で技能実習が行われているなど**実地による実習実施場所等の確認が著しく困難な場合**」とは？

A. 今回の新型コロナの濃厚接触対策はこれに相当する



Q：新型コロナウイルス等の影響により、訪問指導や訪問監査が困難になった場合どう対応すればよいか？

A：報告書等は**郵送**などの利用も考えられる。
実習生の**面談は何らかの遠隔**で実施し、その**記録は保存**するようにする。



Q：電話では本人の様子が確認できないので、**テレビ会議システム**を利用するのはどうか？

A：全く問題ない。ただし、**面談内容は保存**すること。**監査に関しても同様の扱い**で良い。



Q：監査・訪問指導の徴収明示に関して変更はありますか？

A：現在、交通費として年間交通費÷技能実習生人数として年間監査と訪問指導費を計上している。**遠隔の場合の交通費はないが、この部分の変更は必要ない。**



Q：DVなどの対応として実習生との間に**ホットラインを設置**し緊急体制を取り、異常を発見した場合は訪問するようにしたい。



A：その方法で問題はない。

受入企業側とは、**リモート面談することに対する承諾を書類で交わして保存**するように願います。